

認定個人情報保護団体における規程

平成 25 年 5 月 8 日 理事会決定

- 第 1 条 公益社団法人東京グラフィックサービス工業会（以下、「この法人」という）は個人情報保護法に基づき経済産業大臣より、平成 17 年 12 月 7 日付けで認定個人情報保護団体に認定を受けた。法律の趣旨に則り、個人情報保護の活動を行う。
- 第 2 条 認定個人情報保護団体として、この法人会員の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として、個人情報保護方針を公表し、会員企業に対し、本方針を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置をとる。
- 第 3 条 この法人は一般消費者本人等からの個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求める。
- 2 前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は提出を求めることができる。
 - 3 当該会員はこの法人から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
 - 4 この法人は苦情処理にあたり、直接の相談、対応は東京都内での事業所において行うものとする。
- 第 4 条 この法人の苦情処理については個人情報保護委員会が所管し、業務は担当理事及び事務局職員があたる。
- 2 この法人は、業務に際し知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に使用してはならない。
 - 3 認定業務において知り得た情報を担当理事、事務局員は、正当な理由なく他人に開示してはならない。
- 第 5 条 この法人は、認定業務に関して経済産業大臣に報告する。
- 第 6 条 本規程の改廃は理事会の議決を経なければならない。